

最高裁昭和六二年（行ツ）第三二号、六三・九・八判決
判 決

上告人 中央労働委員会
上告補助参加人 全関東単一労働組合
被上告人 京セラ株式会社

右当事者間の東京高等裁判所昭和五九年(行コ)第七四号不当労働行為再審査申立一部棄却命令取消請求事件について、同裁判所が昭和六一年一月一三日言い渡した判決に対し、上告補助参加人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 X1、同 X2、同 X3、同 X4 及び上告補助参加代理人 X5、同 X6 の各上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、右事実関係のもとにおいては、旧サイバネット工業株式会社が X7 に対してした退職扱い及び上告補助参加人に対してした団体交渉の拒否はいずれも不当労働行為に該当しないとした原審の判断も、正当として是認するに足りる。原判決に所論の違法はない。論旨は、違憲をいう点も含め、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決の法令違背をいうものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷